

#### 4.2.8 環境工学委員会運営規程

昭和61年10月14日理事会決

1990年3月20日理事会改正決 イ)

1992年2月14日理事会改正決 ロ)

1999年12月21日理事会改正決 ハ)

2005年3月9日理事会改正決 ニ)

第1条(名称) この委員会は、定款第34条および一般規則第4章にもとづいて設置された委員会であって、環境工学委員会(以下「委員会」という)という。 ハ)

第2条(目的) 委員会は、環境工学に関連する分野における調査・研究・発表・建議などを行い、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 環境工学に関する調査・研究
2. 講習会・シンポジウム等の実施
3. 規準・指針等の作成
4. 委託研究の受託
5. 内外の関連委員会・学協会・官公庁等関係機関との連絡調整
6. 理事会から付託された事項
7. その他目的達成に必要な事業

第4条(組織) 委員会の組織は別表に定める。 ハ)

第5条(運営) 委員会の運営は、「調査研究関係専門委員会運営に関する共通規程」によるほか、この規程に定めるところによる。 ハ)

第6条(本委員会) 本委員会の委員は、運営委員会主査、本委員会選出委員、支部選出委員とする。 イ)ロ)ハ)ニ)

2. 委員長は、改組時における本委員会において、別に定める委員長選挙内規により選出する。

3. 委員長は必要に応じて、本委員会の議を経て、若干名の委員を追加することができる。

第7条(規程の改廃) この規程の改廃は、本委員会構成員の3分の2以上の同意がなければできない。

第8条(その他) この規程に別段の定めのない事項は、本委員会が決める。

付則1. この規程は2005年4月1日より実施する。 ハ)ニ)